

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 / 月 30 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称

住所

^{フリガナ}代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

合同会社 ^{カイ}海 ^{ケン}玄 ^{トモカワ シゲオ}
 代表社員 友川 関 雄
 〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755-35
 TEL 072-294-6622
 FAX 072-231-9374
 info@kaigen-bonten.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 / 1 月 30 日

申請者 氏名又は名称 合同会社 海 玄
住 所 〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755-35
代表者氏名 代表社員 友川 関 雄
TEL 072-294-6622



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表社員 トモコウ シゲ ス 友川 関 雄 業務執行社員 ヤスダ ヒロオ 安日 智夫 業務執行社員 ヤスダ ヒロエ 安日 智星	
事業の範囲	建設業に附帯する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	合同会社 海玄
上記事業所の所在地	郵便番号 590-0136 住所 大阪府堺市南区美加エ2155-35 電話番号 072-294-6622 FAX番号 072-231-9774 メールアドレス info@kaizen-bonten.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
安田 裕星	第262142号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 2年 (月) 0日 現在
及知

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切のこ	固定式	4	
	パイプカッター	RV-80-CV (13~150mm用)	1	
	塩ビカッター	VC-50	2	
	〃	VC-25	4	
	ロータリーバンドソー	CB18F	1	
	電子セパソー	CR12V	1	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~11/2インチ	2	
	ヤスリ	300平型判丸型	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~50mm	2	
	スパナ		5	
	デンキヒーター		2	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 1 月 30 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

合同会社 海 玄
〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755-35
代表社員 友 川 関 雄



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市南区美木多上2755番地35
合同会社海玄

会社法人等番号	1201-03-003519
商号	合同会社海玄
本店	大阪府堺市南区美木多上2755番地35
公告をする方法	官報に掲載して行う。
会社成立の年月日	令和1年11月22日
目的	1. 貨物運送事業 2. 建設業 3. 人材派遣業 4. 不動産売買、賃貸借及び仲介並びに不動産の管理業務 5. 産業廃棄物収集運搬業 6. 建築材料輸出入業 7. 家具、衣料品、宝石などの輸出入業 8. 古物商 9. 前各号に附帯する一切の事業
資本金の額	金300万円
社員に関する事項	業務執行社員 友川 関 雄
	業務執行社員 安 田 智 夫
	業務執行社員 安 田 絵 里
	大阪府八尾市田井中二丁目95番地の7ソレイ ユ・コート105号 代表社員 友川 関 雄
登記記録に関する事項	設立 令和 1年11月22日登記



大阪府堺市南区美木多上2755番地35
合同会社海玄

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 2年 1月30日

大阪法務局堺支局
登記官

山 本 洋 一



合同会社海玄
定 款

令和 元年 11 月 12 日 作成
令和 年 月 日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、合同会社海玄と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨物運送事業
2. 建設業
3. 人材派遣業
4. 不動産売買、賃貸借及び仲介並びに不動産の管理業務
5. 産業廃棄物収集運搬業
6. 建築材料輸出入業
7. 家具、衣料品、宝石などの輸出入業
8. 古物商
9. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第 5 条 当社の社員の氏名又は名称及び住所、社員の出資の目的及びその価額は次の通りである。

1. 金100万円
大阪府八尾市田井中2丁目95番地の7
ソレイユ・コート105号
友川 関雄

2. 金100万円
大阪府堺市南区美木多上1379番地36
安田 智夫

3. 金100万円
大阪府堺市南区美木多上1379番地36
安田 絵里

(社員の責任)

第 6 条 当社は、社員の全員を有限責任社員とする。

(持分譲渡の制限)

第 7 条 社員は、その持分の全部又は一部を譲渡する場合には、他の社員全員の承諾を要する。

第3章 業務執行権及び代表権

(業務の執行)

- 第 8 条 当社において業務を執行する社員は、総社員の同意により社員の中から選任する。
- 2 業務を執行する社員が2人以上あるときは、当社の業務は当該社員の過半数をもって決定する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、当社の常務は、各社員が単独で行うことができる。但し、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

(競業の禁止)

- 第 9 条 業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の全員の承認を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。
- ① 自己又は第三者のために当社の事業の部類に属する取引をすること
 - ② 当社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること

(代表社員)

第 10 条 当社の代表社員は、総社員の互選によって定める。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第 11 条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意を要する。

(任意退社)

第 12 条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、各社員は3ヶ月前までに退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第 13 条 各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

2 前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合においては、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する。

第5章 計 算

(事業年度)

第 14 条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(損益の分配)

第 15 条 当社における各社員の損益の分配は、毎事業年度末において総社員の同意により定める。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第 16 条 当社の最初の事業年度は当社成立の日から令和2年10月31日までとする。

(最初の業務執行社員)

第 17 条 当会社の最初の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員	友川 関雄
業務執行社員	安田 智夫
業務執行社員	安田 絵里

(定款の変更)

第 18 条 本定款の変更は、総社員の同意によってこれを行う。

(法令の適用)

第 19 条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、合同会社海玄の設立に際し、有限責任社員 友川関雄、有限責任社員 安田智夫及び有限責任社員 安田絵里の定款作成代理人である行政書士 中上敏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年11月12日

有限責任社員 友川 関雄

有限責任社員 安田 智夫

有限責任社員 安田 絵里

上記、有限責任社員 友川関雄、有限責任社員 安田智夫及び有限責任社員 安田絵里の定款作成代理人

大阪府堺市北区東浅香山町4丁1番15号(4-107号)

行政書士 中上 敏

登録番号 14262197



令和2年 1月30日

現行のものとは違ひ

合同会社 海 玄
〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755-35
代表社員 友川 関 雄



第二六二一四二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

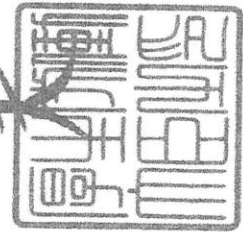
氏名 安田 絵里

昭和四十六年三月十六日生

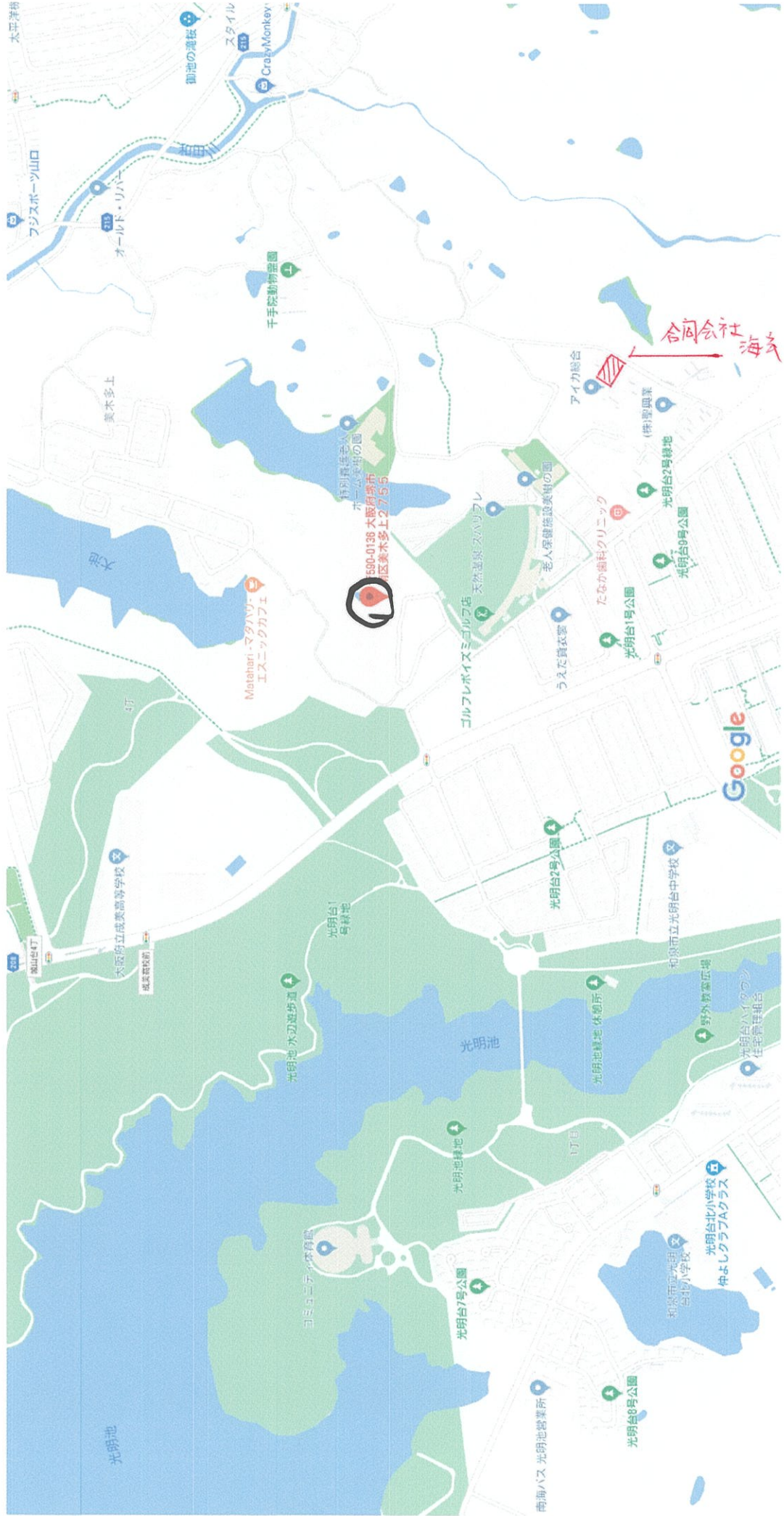
水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律

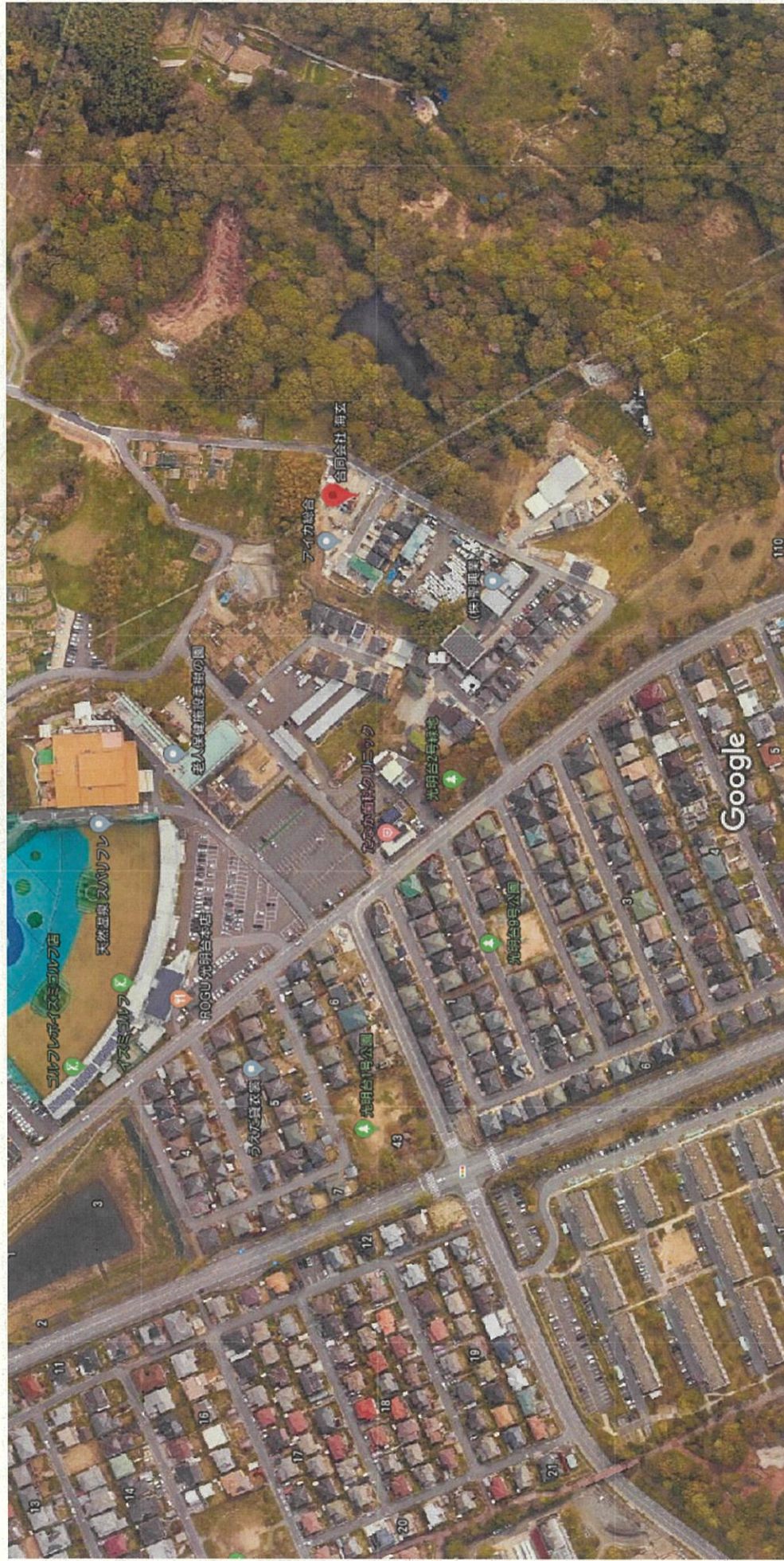


Google マップ 〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755



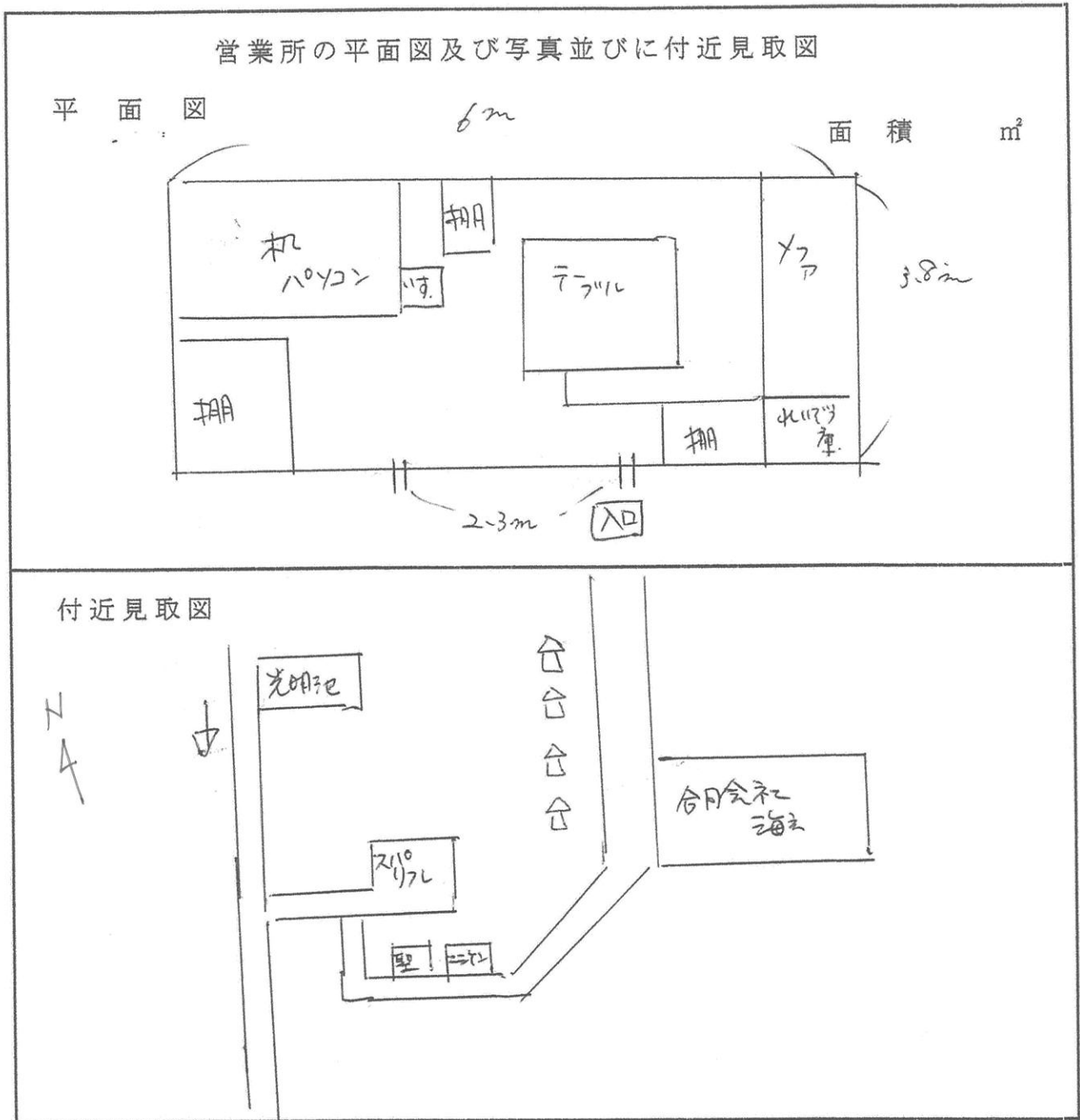
取寄先
光明社

Google 合同会社 海玄



画像 ©2020 Digital Earth Technology、Maxar Technologies、Planet.com、地図データ ©2020 50 m

様式第1号の2



- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況を記入すること。
 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 1 月 30 日

申請者 氏名又は名称

住所

合同会社 海 玄

代表者氏名

〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755-35

電話番号

代表社員 友川 関 雄

FAX番号

TEL 072-294-6622

メールアドレス

FAX 072-231-9374



mail info@kaigen-bonten.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年 1 月 30 日



届出者 合同会社 海 玄
氏名又は名称
住 所 〒590-0136 大阪府堺市南区美木多上2755-35
代表者氏名 代表社員 友川 関 印 権

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の ^{選任} の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	合同会社 海 玄	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
安田 絵星	第262142号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二六二一四二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 安田 絵里

昭和四十六年三月十六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律

